

沖縄における教育旅行民泊取扱指針

沖縄県修学旅行推進協議会

平成 29 年 5 月 11 日制定

第 1 策定の趣旨

近年、学校等が実施する教育旅行において、民家にて宿泊を伴う家業体験や生活・文化体験等（以下「体験学習」という。）を行う民泊（以下「教育旅行民泊」という。）のニーズが高まってきている。

このような状況を踏まえ、本指針では教育旅行で利用される民泊の名称を「教育旅行民泊」と定め、範囲を明確化するとともに、官民一体となった受入体制を整備し、安全・安心で教育的価値の高い沖縄県独自の教育旅行民泊ブランドを構築していくことを目的に本指針を定めることとする。

第 2 定義

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 教育旅行民泊 | 教育旅行民泊とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に定める学校の児童及び生徒並びに学校関係者、加えて海外の学校等に所属する関係者や学生（以下「生徒等」という。）が教育旅行として本県へ来訪し、受入民家にて宿泊を伴う体験学習を行うものを言う。また、受入団体及び受入民家が教育旅行民泊として生徒等を受け入れるにあたり、次の全てに該当する事項を満たすこととする。 1. 関係法令を遵守している 2. 「安全・安心」が担保されている 3. 学習効果の創出を目的としている 4. 受入地域の産業や文化の振興に貢献している |
| 受入民家 | 受入民家とは、教育旅行民泊として生徒等を家庭へ受入れ、宿泊を伴う体験学習を通じて教育的価値（学習効果）を提供し、社会性をもって継続反復して対価を得る事業者を言う。なお、教育旅行民泊を受入れる際は緊急事態に対応できるような人員を確保し、原則として管理・監督できる者が同じ建物内に就寝することとする。 |
| 受入団体 | 受入団体とは、教育旅行民泊の総合受入窓口としてコーディネート等を行う組織のことを言う。また、受入民家登録一覧を作成、保管し、登録する受入民家との緊密な連携・協働の上、円滑な教育旅行民泊の運営を行う。 |

第3 教育旅行民泊に係る関係法令の遵守について

受入民家は旅館業法に基づく簡易宿所営業に係る許可取得等、教育旅行民泊の実施に係る関係法令を遵守し、受入団体は関係法令の求める基準を満たしていない受入民家に生徒等を教育旅行民泊として宿泊させるよう手配してはならない。また、受入団体は教育旅行民泊の関係法令が継続して遵守されているかを管理・監督する。

第4 教育旅行民泊受入マニュアルの作成

- 1 受入団体は、教育旅行民泊の実施にあたって必要な準備事項や注意事項、心構え等をまとめた受入マニュアルを作成し、受入民家に対して説明する。受入マニュアルの作成にあたっては、別表1にて定める事項を網羅するものとする。
- 2 受入マニュアルは沖縄県および（一財）沖縄観光コンベンションビューローに共有する。

第5 教育旅行民泊コーディネーターの配置

- 1 受入団体は、教育旅行民泊コーディネーターを配置することとする。教育旅行民泊コーディネーターは、学校や旅行社との事前調整及び受入民家との連携・協働の上、当該受入団体にて実施される教育旅行民泊の「安全・安心」に係る品質を管理する。さらに、学校が実施する教育プログラムとしてふさわしく、かつ満足度の高いものとなるよう、受入民家と密接な連携をとる。なお、教育旅行民泊コーディネーターに求められる基礎知識及び基本的な役割は、別表2の通りとする。
- 2 教育旅行民泊コーディネーターは、原則として沖縄県或いは（一財）沖縄観光コンベンションビューローが別表2に記載する事項について実施する「教育旅行民泊コーディネーター研修」を受講しなければならない。

第6 地域の特性を活かした体験学習の提供

受入団体は、当該地域の特色を活かした教育的効果の高い体験プログラムや食事メニューの提供に努めるものとする。

第7 安全対策及び事故等への対応について

- 1 教育旅行民泊コーディネーターは教育旅行民泊受入前に全受入民家に対して受入マニュアルに沿った安全対策及び事故等への対応について指導を行う。
- 2 万が一事故が発生した場合は、受入マニュアル等であらかじめ定めた安全対策等に沿って迅速・的確な処置を取るとともに沖縄県や（一財）沖縄観光コンベンションビューロー等関係機関に対して原則24時間以内に口頭で報告することとする。また、事故発生の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。なお、事故等の報告基準については別表3の通りとする。

第8 受入人数

- 1 教育旅行民泊の1回の受入れにおける1受入民家あたりの受入人数は、生徒等の

安全・安心や体験学習の教育的効果が得られる範囲とする。

- 2 受入団体は、受入民家毎に就寝に利用する部屋、車両の乗車人数を確認し、受入可能人数を定め、受入民家登録一覧へ反映させる。

第9 食事について

- 1 この指針に規定する教育旅行民泊においては、食事は必ず受入民家と生徒等との共同調理とし、受入民家のみが調理したものを提供しないこととする。ただし、食品衛生関係の営業許可を得ている受入民家においては、その限りではない。
- 2 受入団体は、前項に規定する食事の提供方法について、受入民家に事前に説明し、徹底させる。
- 3 受入団体は、受入民家に対して食中毒等の発生が疑われる場合に備え、共同調理等を行った調理済み食品を検査用として使用するため、一定期間冷凍保存するよう指導する。
- 4 受入民家は生徒等に対して、調理前に食材の説明及びアレルギーの有無を必ず確認する。

第10 講習会の受講について

受入団体は、別表4に定める内容を網羅した講習会を実施し、原則として全受入民家が毎年、全講座を受講するように指導する。また、新たに教育旅行を受入れようとする受入民家がある場合は、事前に当該受入民家を対象とした当該講習会を実施するものとする。

第11 教育旅行民泊の受入実績の把握

- 1 受入団体は、生徒等の受入後に「受入団体 受入実績書」（別添1）を作成することとする。
- 2 受入民家は、教育旅行民泊実施毎に「受入民家 受入報告書」（別添2）を作成することとする。
- 3 受入団体は、前2項の書類を保管するとともに、食中毒などの不測の事態が発生した場合等において、関係機関等（県、警察署、消防署等）から書類の提出を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。なお、各種書類の保管期限は1年とする。

第12 指針の見直しについて

本指針は、今後、関係法令の制定、改正及び沖縄における教育旅行民泊の状況に応じて適宜、見直すこととする。

別表1 (第4 関連)

| 受入マニュアルに記載する項目 | | |
|----------------|--|---|
| | 屋 内 | 屋 外 |
| 事前対策 | <p>【食事・共同調理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギーの有無等受入生徒等の情報の確認について ・食中毒予防、食品衛生について <p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確保について ・自然災害対策について ・定期的な施設メンテナンスについて ・貴重品の取扱いについて ・火災の予防及び対策について <p>【生徒等への対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種ハラスメント、個人的感覚の違いについて注意喚起 ・個人情報の取扱いについて ・生徒等への衛生指導について ・飲酒、たばこの禁止 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険等各種保険への加入について | <p>【体験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えた対策について ・危険生物について ・熱中症予防について ・道具や機械などの事前確認と安全対策等の生徒等への事前説明について ・海水浴の禁止について ※安全が確保できるライフセーバー等監視がある体験メニューの場合はその限りではない。 ※ひざ下に海水が触れるのは遊泳とは呼ばない。 ・酔の準備について(ハブクラゲ対策) ※他の危険生物対策として、ポイズンリムーバーを準備するのが望ましい。 ・船舶乗船時における安全対策について ※ライフジャケットの着用等 ・衛生管理のできない食べ物のお土産禁止 <p>【移動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許の取得 ・遠方への移動の禁止 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険、車両保険等への加入について |
| 事後対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応方法について ・事故、ケガ等発生時の対応方法について ・受入民家の常備薬の提供禁止 ・アレルギー対処法について | <ul style="list-style-type: none"> ・事故、ケガ等発生時の対応方法について ・災害時の対応方法について ・緊急時連絡網の作成について |

別表2 (第5 関連)

| 教育旅行民泊コーディネーターに求められる基礎知識及び基本的な役割 |
|--|
| <p>1 基礎知識</p> <p>(1) 関係法令についての基礎的な知識</p> <p>(2) 安全対策及び事故等への対応に係る必要な事項に関する知識及び資格（普通救命講習Ⅰ等）</p> <p>(3) 地域の自然・歴史・文化・産業等に関する基礎知識</p> <p>(4) 生徒等の個性や特性に応じたコミュニケーション手法に関する基礎知識</p> <p>2 教育旅行民泊の管理・運営に係る基本的な役割</p> <p>(1) 受入マニュアルに基づく継続的な安全・安心の教育旅行民泊の管理・運営</p> <p>a. 受入民家の安全・安心に係るオペレーションの周知・徹底</p> <p>b. 受入マニュアルの運用状況の確認及び必要に応じた改定作業</p> <p>c. ヒヤリハット事例の収集等、リスクマネジメント能力の向上</p> <p>(2) 受入民家との信頼関係の構築</p> <p>a. 受入民家との日常的なコミュニケーション等による信頼関係の構築</p> <p>b. 受入民家の主体性や意志を尊重しながら、生徒等の命を預かるという心構えや安全対策、事前準備等についての周知・啓発</p> <p>3 関係各所との調整</p> <p>(1) 学校や旅行社から生徒等の情報を確認し、アレルギー等による事故の発生を未然に防ぐ</p> <p>(2) 地域の保健所、病院、消防等と連携し、自然災害や事故等が発生した際に迅速に対応し、被害を最小限に留めるよう努める</p> <p>(3) 地域の観光関連施設等と連携し、受入民家が生徒等を連れ案内する際に安全・安心かつ円滑に受け入れる体制を構築する。</p> |

別表3 (第7 関連)

| 事故等の報告基準 |
|---|
| <p>1 報告必須事項</p> <p>(1) 自然災害等外的要因による重大事故等</p> <p>(2) 食中毒や火災、重度のケガ、体験中の事故等に起因する案件</p> <p>(3) 重篤な感染症による案件</p> <p>(4) 沖縄の教育旅行民泊全体に影響を及ぼすことが懸念される事項として沖縄県および（一財）沖縄観光コンベンションビューローが認める案件</p> <p>2 受入団体自己判断事項</p> <p>(1) インフルエンザ等の発生</p> <p>(2) ハラスメント等精神的被害の訴えに対する対応</p> <p>(3) 教育旅行民泊中に発生した軽度の疾病や外傷</p> |

別表4 (第10 関連)

| 講習内容 |
|--|
| <p>1 施設、設備に関する事項</p> <p>滞在に供する部屋、浴室、洗面所、便所等の施設設備、管理について</p> <p>2 食品衛生に関する事項</p> <p>(1) 食中毒とその予防について</p> <p>(2) アレルギーに関する事項について</p> <p>(3) 施設、器具、使用水の衛生管理について</p> <p>(4) 食品の衛生的取扱について</p> <p>(5) 調理従事者の衛生管理について</p> <p>3 安全対策に関する事項</p> <p>(1) 普通救命講習 I</p> <p>(2) 初期消火訓練</p> <p>(3) 危険生物対策について</p> |

受入団体 受入実績書

受入団体名： _____

受入年月日： 平成 年 月 日

受入学校名：

(枚中 枚目)

| 生徒人数 | 受入民家氏名 | 提供した体験内容 | 備考 |
|------------------------|-------------------------|----------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 体験者 合計 名 | 受入民家 合計 人 | / | / |

受入民家 受入報告書（平成 年度）

受入民家氏名：_____

1. 食事について

（受入学校名： ， 受入人数： ）

| 受入月日 | 食事の時間 | 食 事 内 容 | 調理方法 | 共同調理の場合の 具体的な作業内容 | 検食 |
|------|-------|---------|---------|----------------------|------|
| | 朝 昼 夕 | | 共同調理・自炊 | | 有・無し |
| | 朝 昼 夕 | | 共同調理・自炊 | | 有・無し |
| | 朝 昼 夕 | | 共同調理・自炊 | | 有・無し |
| | 朝 昼 夕 | | 共同調理・自炊 | | 有・無し |

2. 体験内容について

（受入学校名： ， 体験人数： ）

| 受入月日 | 体験の時間 | 体 験 内 容 | 備考 |
|------|-------|---------|----|
| | 朝 昼 夕 | | |
| | 朝 昼 夕 | | |
| | 朝 昼 夕 | | |
| | 朝 昼 夕 | | |